

COVID-19 の対応手順（個別）

体調不良及び濃厚接触者に該当する時には、保健所・医療機関へ相談し、その指示に従うことを原則とし、大学には体調不良の時点でどう行動するか必ずメールで連絡をする。その後も逐次報告をする。

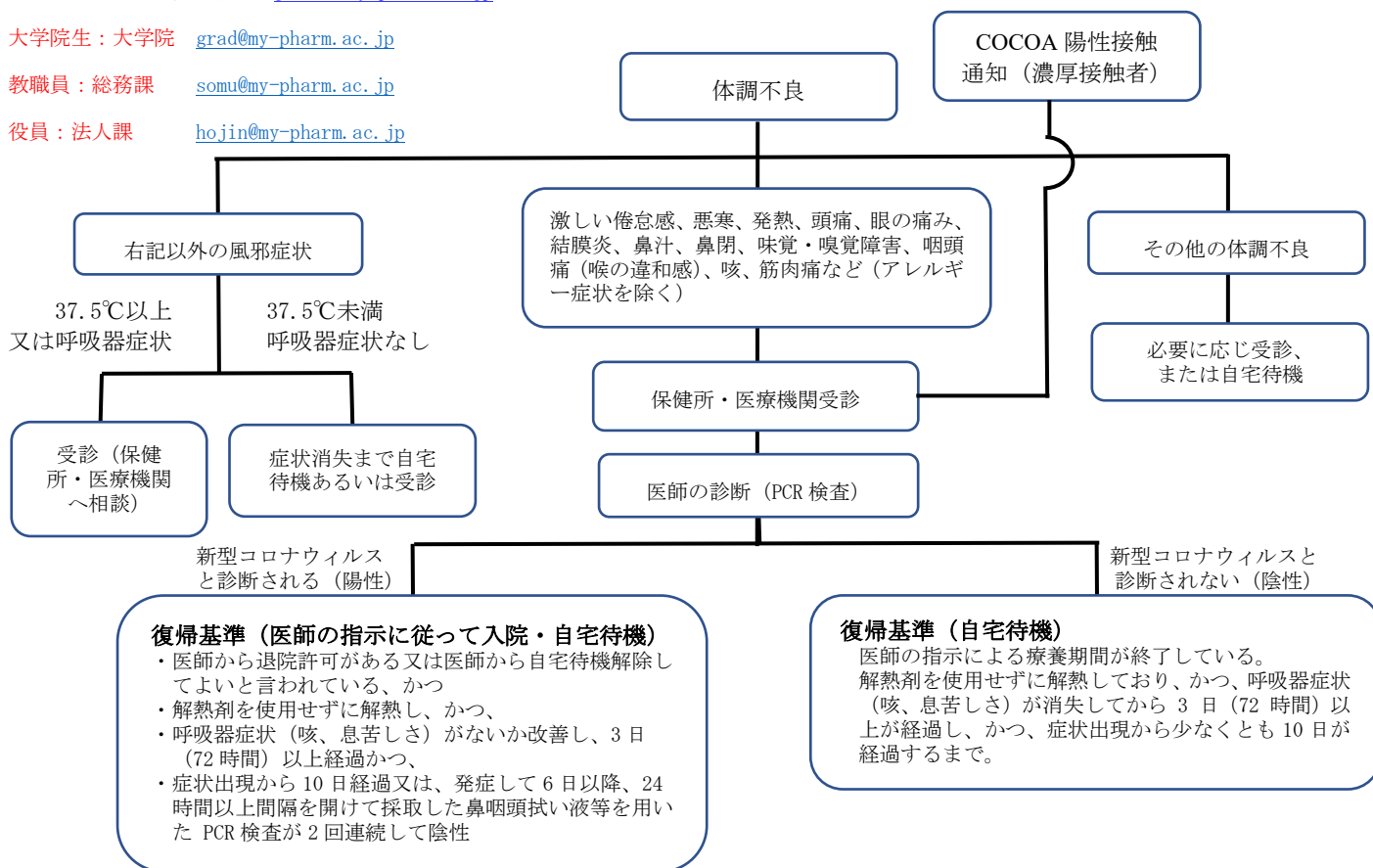
学生：学生支援課 gakusei@my-pharm.ac.jp

（5年生は実務実習支援課 jisshu@my-pharm.ac.jp）

大学院生：大学院 grad@my-pharm.ac.jp

教職員：総務課 somu@my-pharm.ac.jp

役員：法人課 hojin@my-pharm.ac.jp



復帰前の対応

- 退院あるいは自宅療養期間が終了する前に、大学（学生支援課）に連絡し、必要に応じて1から3年生はアドバイザー、4年生以上は配属教室主任あるいは教員と連絡をとり、復帰前のアドバイスやメンタルケアなどを受ける。

復帰後の対応

- 陽性の際の復帰基準を前提として、復帰後も、COVID-19 やインフルエンザ流行下においては、サージカルマスクを常時着用する。
- 手指衛生、咳エチケットを遵守する。
- 発症後1ヶ月間は健康観察期間とし、1日2回の検温を必須とする。
- 呼吸器症状が再発あるいは増悪した場合は、速やかに就業/就学を停止し、医療機関を受診すること。

COVID-19 の疑い/確定者と接触した際の対応

・直接の濃厚接触者である場合

保健所または医療機関に連絡し、指示に従う。原則、14日間自宅待機とする（ただし、PCR検査を受け、陰性となった場合は、待機期間に関しては保健所および大学の指示に従うこと）。自宅待機中に風邪症状、発熱、呼吸器症状が出現した場合は、直ちに医療機関を受診し、必要な検査を受ける。

・濃厚接触者と濃厚接触した場合

原則、保健所または医療機関に連絡し、指示に従う。14日間マスクを着用し、学内・実習施設では他の教職員/学生との飲食やマスクを外した会話等は控える。風邪症状、発熱、呼吸器症状が出現した場合は、医療機関を受診し、必要な検査を受ける。

・同居人が体調不良の場合

その体調不良の原因が明確になるまで出校しない。また、その原因が新型コロナ感染症であった場合は、濃厚接触者の対応とする。陰性であった場合は、「復帰基準（自宅待機）」に準ずる。

★濃厚接触とは、感染性期間（WHOの定義に基づき、症状出現の2日前から入院まで）にある感染者と1メートル以内の距離で15分以上対面での会話を行った場合、あるいは身体的接触があった場合、あるいは適切な个人防护具を着用せずに直接的なケアを実施した場合。

大学内での感染者個人情報の管理

- 感染者情報を扱う学生支援課、総務課、法人課職員は感染者の個人情報保護の観点から、情報の機密保持を徹底する。感染者の情報は、速やかに当該課の部課長から事務局長を通じて学長に連絡され以後の対応を大学運営協議会で検討する。

※参考文献：1. Criteria for Return to Work for Healthcare Personnel with SARS-CoV-2 Infection (Interim Guidance), CDC, Last Updated Aug. 10, 2020

2. 新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省 web サイト)